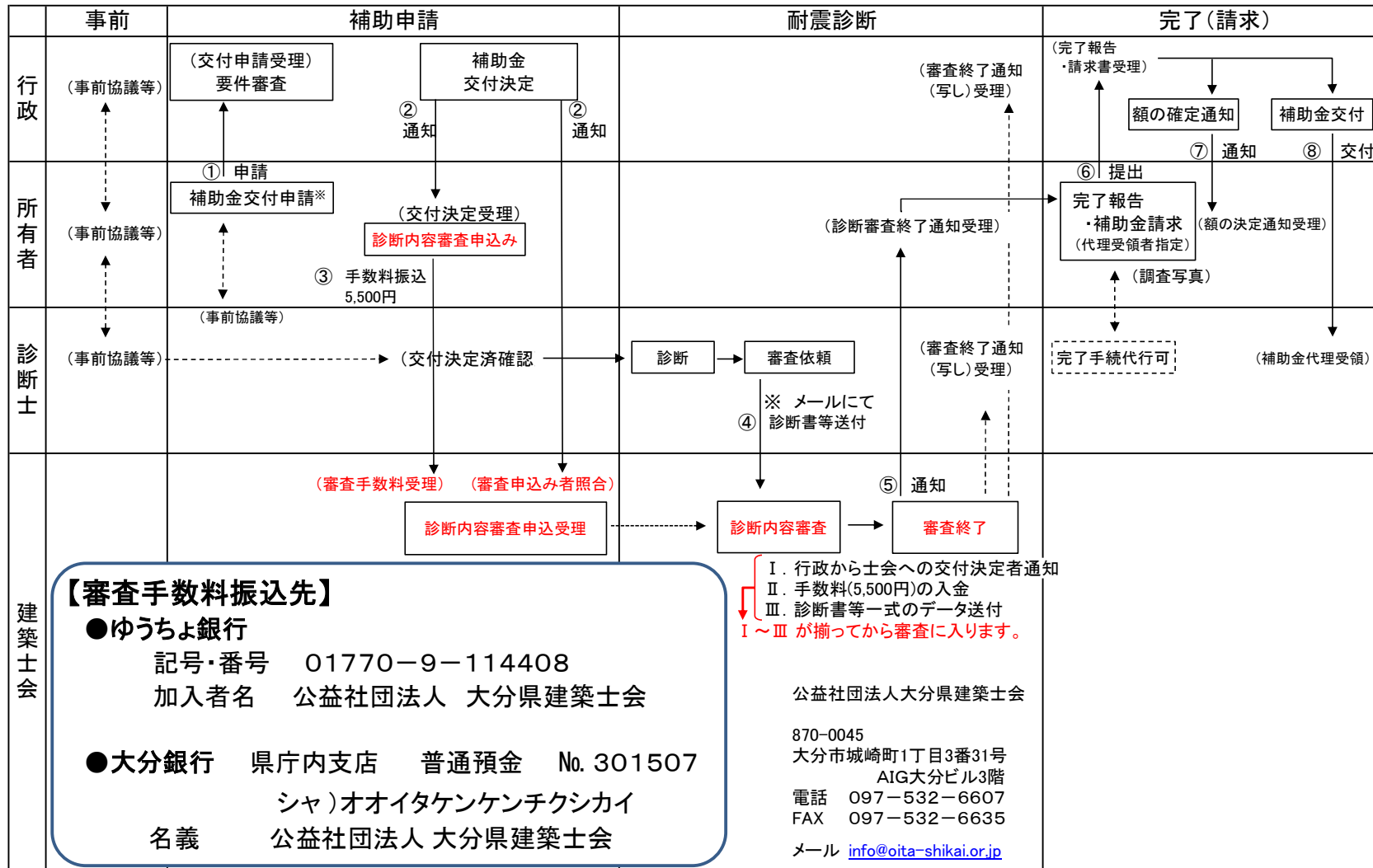


# 大分県内における木造住宅の耐震診断から完了までのフロー

2024.1 一部改訂



- ◆ 診断士未定でも申請可能。 ◆ 診断は精密診断を原則とする。
- ◆ 審査申請書(様式第1号)と合わせて、下記①~④を提出すること。(メールにより提出、書面での提出不可)
  - ① 診断書(現況平面図、立面図含む)
  - ② 建物現況写真(外部4枚、内部4枚(床下・天井裏含む)以上)
    - ※「外部4面がわかるもの(東西南北)」「内部(床・壁・天井が1枚に写った居室2室程度)」「天井裏(2階建ての場合は1・2階)」「床下」 ※写真備考欄に撮影場所を記入すること
  - ③ 「診断士事前確認事項(チェック表(伝統的工法もしくは在来工法))及び「診断士事前確認事項(別紙様式)」
    - ※(公社)大分県建築士会ホームページからダウンロード可、Excel書式を希望する場合は、建築士会事務局へ電話してください。
  - ④ 付近見取図
- ◆ 耐震診断の審査書類に添付している図面に明記すべき情報
  - 「方位」「通り芯」「耐力壁の凡例と配置」「内壁材の凡例と配置」「開口高さ」「点検口の位置」「増改築範囲」「劣化部」「基礎種別範囲」「屋根仕様」等
  - ※ただし、明記する必要のない情報は削ること